

パリ連続爆破事件と共謀罪

関東学院大学名誉教授 足立 昌勝

1 パリ連続爆破事件とは何か

1) その概要

11月13日21時過ぎ、サン・ドニにあるスタッド・ド・フランスで爆発が発生。その後、レストランや劇場でも、爆発や発泡があった。結果として、死者130名、負傷者300名以上。

オランダ大統領は、13日夜には事件現場の一つバタ克蘭劇場を視察し、「前例のないテロだ」と犯行を非難した。そして緊急閣議を開催、翌朝の国家安全保障会議に臨んだ。その後には非常事態宣言を布告した。同日、国民議会は緊急の会合を開いた。議会でマニユエル・ヴァルス首相は「フランスはテロリストとイスラム過激派との戦争に突入した」と演説した。一方でヴァルス首相は「フランスはイスラムとムスリムとは戦争をしない」とも発言した。

オランダ大統領は14日には同日から3日間を国民服喪の日とすることを発表した。

17日にはヴェルサイユ宮殿で元老院と国民議会の両院合同会議を開催した。オランダ大統領は演説で、「フランスは戦争をしている」と述べ、テロと戦うことを宣言、すでに行われている軍事行動について説明したうえで非常事態宣言の期間延長のための法改正を訴えた。またテロ対策として憲法の改正も視野に入れていることを発表した。

20日、上院が非常事態の期間を3カ月間延長する法案を可決、期限が来年2月25日まで延長された。

六辻彰二氏は、THE PAGE で、次のように述べている。

今回の事件は、ヨーロッパ諸国がこれまで以上に、異文化との共生について、「人権」の観点からだけでなく、いわば「自らの安全」の問題としても考えざるを得ない時代になったことを象徴するといえます。そして、それはヨーロッパ以外の各国にとっても、他人事でないといえるでしょう。

ピケティコラム@ルモンド参照。

2) フランスおよびパリの特徴

- ・MPも、国家警察とともに、警察権を所持している。
MPは、テロ・銃器犯罪を対象としている。
フランスの警察は、引き金を引きやすい。
- ・フランスでは、国勢調査が行われていない。

パリ市内の人口実態は不明。

どのような人が、どこに住んでいるかは把握されていない。

- ・ 国旗の色＝三色旗の反映

出生地主義の採用。政教分離や世俗主義。宗教的寛容性。

3) オランダ大統領による戦争突入宣言と非常事態

- ・ 2月16日、5月26日までの非常事態宣言の延長を決定

- ・ 参考として **FORBES JAPAN Doug Bandow 2015/12/09**

11月にパリで発生した同時多発テロは間違いなく残虐この上ないもので、我々が恐怖に陥るのも当然のことだ。しかしこれが意外だったかといえば、意外ではなかったはずである。少なくともフランス人にとっては意外ではなかったはずなのだ。

怒りに震えるフランソワ・オランダ大統領は、テロを受けて「我が国は戦争状態にある」と宣言したが、そもそもフランスは去年からイラク、更にはシリアの「イスラム国」軍に対して空爆を始めた時から、戦争状態にあったのである。フランス国民が犠牲になって初めて宣言したのはなぜか。オランダ大統領は戦争による被害が自国民に及ばないことを期待し、国民には紛争の存在すら気付かれぬままにすることを願っていたのではないだろうか。

テロリズムは極悪の極みである。民間人を標的にすることはモラルに反している。しかし、残念なことにテロの発生はある程度予測することができる。長く弱者の常套手段として使われてきたのではないか。100年前には、1人のセルビア人がテロにより第一次世界大戦のきっかけをつくった。

2 国連の名による抵抗の抑圧

1) 住民の抵抗とテロ

- ・ 恐怖政治の意味では、フランス革命で行われた。
- ・ 一般的に言えば、国の民主化は、住民の抵抗から始まっている。
- ・ 国による上からの弾圧としてのテロの利用＝テロ抑圧の論理

2) 統治者による住民抑圧の正当化

- ・ 国家の集まりである国連による抵抗弾圧の正当化

国連は、政権を担っている国家の集まりであり、その国家への抵抗勢力を排除するために条約という名の正当化を図っている。

- ・ 理由としてのテロ

かつての条約では、個別の物や個別の行為についてのものであったが、テロを名目とするものは、一括的・抽象的内容へと変容した。

2008年7月7日～9日に開催された北海道洞爺湖サミットで採択された「G8 国際テロ及び国際組織犯罪の専門家から G8 首脳への報告書」

I 国連のテロ対策の取組に対する支援

我々は、テロリズムへの国際的な取組における中心的な役割を担うのは国連であり、G8 は国連によるこの取組を支援していくことを再確認する。我々は、2006年に国連総会により採択された国連グローバル・テロ対策戦略の重要性を強調し、テロ対策実施タスクフォース (CTITF) の取組を支援し、継続して同戦略実施に取り組むことを決意する。我々は、本年秋に予定されている同戦略のレビューが、今後の着実な実施に向けての新たな弾みを与えるものとなることを確実ならしめるべく取り組む。

すべての国連加盟国が国際的なテロリズムとの闘いに関連するすべての安保理決議を履行する義務を遵守することが重要である。我々は、この関連で、タリバーン・アルカーイダ制裁委員会 (1267 委員会) 及びテロ対策委員会 (CTC) による努力を高く評価する。

我々は、すべての国連加盟国に、既存のテロ防止関連条約及び議定書を締結し、右条約等の完全な履行を呼びかける。この関連で、我々は、13 本目のテロ防止関連条約である核テロリズムの行為の防止に関する国際条約の発効を歓迎し、すべての国連加盟国が同条約を締結することを推奨する。我々は、すべての加盟国に、如何なる理由又は不満をもっても、如何なる形式のテロリズムも正当化されないことについての国際的な決意を強化するような方法で、包括テロ防止条約案の妥結に向けて最大限努力すべきことを呼びかける。

国連のテロ対策措置の実施に向けて加盟国を支援するため、G8 は、テロ対策委員会事務局 (CTED) 及び国連薬物犯罪事務所 (UNODC) を含む国連及び関連機関との協力を行っている。我々は、更にテロ対策行動グループ (CTAG) の活動を通じて、この協力を強化することを約束する。

テロと国際組織犯罪に関する安保理決議第 2195 号 (2015/1/8)

前文

テロリズムの根絶には、継続された包括的なアプローチが不可欠であることを強調【前文 4】テロリストへの資金提供及びテロリストの資金源について深刻に憂慮し、また、こうした資金源は将来のテロ活動の温床となることを確認【前文 5】

アル・カイダに関連する個人や集団が国際組織犯罪から資金を得ているケースがあることを深刻に憂慮【前文 10】

国際組織犯罪から資金を得ているテロ組織が、国の安全、安定、統治及び社会・経済発展を妨げることに繋がりうることを深刻に憂慮【前文 13】

主文

国際組織犯罪から資金を得ているものを含め、あらゆる形態のテロリズムの防止に、協同して取り組むことの必要性を強調【主文 1】。

加盟国に対して、テロリストの移動を効果的に防止するために、国境管理を強化すること

を求める【主文 2】

加盟国に対して、1961年麻薬単一条約、1971年向精神薬条約、1988年麻薬新条約、国際組織犯罪防止条約及び同議定書、国連腐敗防止条約並びにテロ防止関連条約・議定書等の関連国際条約を、優先的に締結し履行することを要請【主文 3】

関連国連機関に対して、テロ防止関連条約の履行及びテロ活動の捜査、訴追等のための能力強化のために、加盟国を支援することを要請【主文 4】

加盟国に対して、特に国連腐敗防止条約並びに資金洗浄及びテロ資金対策に関する包括的な国際基準である40のFATF勧告を、必要な法制を整えこれを効果的に執行することを含め、締結、履行することを通じて、腐敗、資金洗浄及び不正資金の流れと闘うことの重要性を強調【主文 5】

3) テロの定義 国別概況（資料参照）

- ・ アメリカ
- ・ イギリス
- ・ 中国
- ・ 日本

4) パリ連続爆破事件を受けた日本のマスコミや政府・与党の過剰な反応

- ・ 産経新聞

2015/11/15

サンデーモーニングに見る相も変わらぬ一国平和主義 11月16日

テロを未然に防ぐのは、難しい。とはいえ、成功例はある。その一つが、2006年8月に、英国で発覚した航空機爆破テロ未遂事件だった。米国各地に向かう複数の旅客機を空中爆破する。この計画を事前につかんだロンドン警視庁は、イスラム過激派につながる犯人グループの逮捕にこぎつけた。

▼警察や情報機関にとっては、威信のかかった捜査だった。その1年前、ロンドン中心部で起きた同時爆破テロで、52人が死亡している。国内のイスラム社会を厳しい監視下に置き、電話やメールの傍受まで行った成果だった。

▼13日、パリで起きた戦後最悪の同時多発テロは、中東の過激組織「イスラム国」の犯行とみられている。パリといえば今年1月、風刺週刊紙が、襲撃を受けて記者ら12人が死亡する事件が起きたばかりだ。その教訓を生かせず、テロ計画を察知できなかったのは、治安当局の大失態ではないか。

▼来年にサミット、5年後に五輪を控える日本にとっても、もちろん人ごとではない。昨日の朝、久しぶりにTBSの情報番組「サンデーモーニング」を見た。さすがに、テロ対策について、識者が意見を交わすものと期待していたら、当てが外れた。

▼対策より、テロ組織との政治的な対話が大事だという。そもそも過激組織が勢力を

伸ばすきっかけになったのは、米国のイラク攻撃、それを支持した日本にも責任の一端があるようだ。果ては安保法制がやり玉に挙がった。フランスは米国とともに、イスラム国への空爆を続けている。日本が後方支援に踏み切れば、標的になってしまう。

▼つまり、「テロとの戦い」から、脱落せよというのだ。相変わらずの「一国平和論」、フランス国民が知ったら、何を思うだろう。

2015/11/18 「共謀罪新設を検討」

2015/11/20 「共謀罪 要件に準備行為 対象は『組織的犯罪集団』に限定」

- ・ 自民党幹部の発言（朝日新聞デジタル 11/17）

自民党の谷垣禎一幹事長は17日、パリの同時多発テロ事件を受けて、テロ撲滅のための資金源遮断などの対策として組織的犯罪処罰法の改正を検討する必要があるとの認識を示した。改正案には、重大な犯罪の謀議に加わっただけで処罰対象となる「共謀罪」の創設を含める見通しだ。

この日の党役員連絡会で、高村正彦副総裁が「資金源対策を含む国際条約ができていのに、日本は国内法が整備されていないために批准できていない。しっかりやっていたかなければいけない」と指摘。谷垣氏も会議後の記者会見で「来年の伊勢志摩サミットでテロ対策に向けて、いろいろ考えなければならない」と述べた。

3 跨国組織犯罪条約と共謀罪

1) 跨国組織犯罪条約とは何か

- ・ 全くテロとは無関係なものである。

跨国組織犯罪条約2条

(a)「組織的な犯罪集団」とは、三人以上の者から成る組織された集団であって、一定の期間存在し、かつ、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するものをいう。

(b)「重大な犯罪」とは、長期四年以上の自由を剥はく奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。

(c)「組織された集団」とは、犯罪の即時の実行のために偶然に形成されたものではない集団をいい、その構成員について正式に定められた役割、その構成員の継続性又は発達した構造を有しなくてもよい。

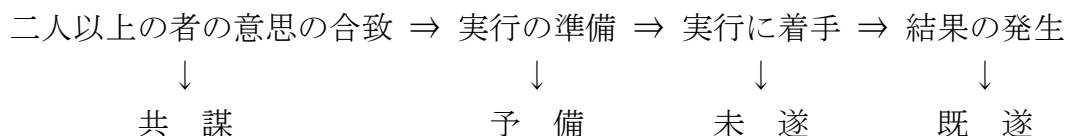
2) 参加罪か共謀罪か

- ・ 日本政府による共謀罪の選択

日本の刑法は、大陸法を継受した。大陸法では、結果発生が処罰の前提である。侵害さ

れる法益の重さに応じて、未遂罪や予備罪が成立する。したがって、日本の体系では、共謀罪を採用する余地はない。にもかかわらず、政府は、共謀罪を選択した。

- ・ 近代刑法原則に矛盾する共謀罪



- a 既遂は処罰されるが、未遂や予備は処罰されない事例
- b 既遂と未遂は処罰されるが、予備は処罰されない事例
- c 既遂、未遂及び予備が処罰される事例

それらの事例において、共謀罪処罰の正当化根拠はどこにあるのか

- ・ 619 の犯罪類型で共謀が処罰される⇒今日では、もっと多くなっている
- ・ 実質的な刑法改正である。
- ・ 共謀罪という別個の犯罪類型の誕生

3) テロ等謀議罪の登場

- ・ 条約の要請を満たしていない。
- ・ 立法することを先行させ、その後の改正をもくろむ。
- ・ 歴史は繰り返す。

犯罪の実行行為がなくても謀議に加わるだけで処罰可能な「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法などの改正案について、自民党法務部会の「条約刑法検討に関する小委員会」は6日、共謀罪を「テロ・組織犯罪謀議罪」と改名し、当初600以上を想定していた対象犯罪を4分の1以下に絞り込む方針を大筋で了承した。

小委員会は「謀議罪」の対象を「テロ犯罪」「薬物犯罪」「銃器犯罪」「密入国・人身取引犯罪」「その他資金源犯罪など」の5つの犯罪類型に分類した上で、組織犯罪防止のために必要かどうかを検討し、116-146の罪を列挙。一律に「4年以上」の懲役・禁固に当たる600以上の罪としていた改正案から大幅に絞り込んだ。今後、対象犯罪について詰めの協議をし、2月中の修正案作成を目指す。(2007/2/06)

2007/2/27 早川忠孝のブログ

今朝の条約検討小委員会で条約刑法についての検討結果報告書が満場一致で承認された。

短期間での作業であったが、内容的には充実したものであり、国民の大多数にとって賛同し得る内容になったのではないか。

修正のポイントは、次のとおりである。

- ①「組織的な犯罪の共謀罪」という名称を、テロ等の重大な犯罪が実行されて甚大な被害が発生することを防止するために、謀議の段階で処罰を行うものであることが明確になるように、「テロ等謀議罪」という名称に修正する。
- ②処罰の対象とする犯罪を、「テロ犯罪」、「薬物犯罪」、「銃器等犯罪」、「密入国・人身取引等犯罪」、「その他、資金源犯罪など、暴力団等の犯罪組織によって職業的又は反復的に実行されるおそれの高い犯罪」の5つの類型を挙げた上、各類型に該当すると考えられる犯罪を具体的に列挙する。
- ③「テロ等謀議罪」の対象となりうる団体を限定する。
- ④「共謀」の意味を明確化し、「具体的な謀議を行い、これを共謀した者」という表現に修正する。これにより、単なる目配せをただけでは「共謀」に当たるとはならないことを明確にする。
- ⑤「共謀」に加えて、「実行に必要な準備その他の行為」が行われない限り、処罰できないものとし、これが行われたという嫌疑がない限り、逮捕・勾留をできないものとする。
- ⑥「テロ等謀議罪」の規定の適用に当たっては、思想・良心の自由、憲法の保障する自由・権利を不当に制限してはならないこと、労働組合その他の団体の正当な活動を制限してはならないことを、特に法律上の留意事項として明記する。

条約刑法については、制定の必要性自体については余り異論がなかったが、「共謀罪」について反対の声が大きくなり、法案についての冷静な検討が十分に出来なかったように思われる。

今回の小委員会の検討結果報告は、私自身が委員会の事務局長として取りまとめたもので、政府原案を大きく修正する内容となっている。この修正案については、幸いマスコミ関係者も評価しているようである。

野党との協議が残っているが、なるべく早期にこの修正案で条約刑法を成立させ、国会議員としての責務を果たしたいと思っている。

4 まとめ

統治者集団の集まりである国連が自らの統治を正当化するために締結した、一括的・総括的・抽象的内容の跨国組織犯罪条約は、テロを口実とした被統治者の抵抗運動を抑圧するものであり、条約そのものの廃棄を求めなければならない。